

平成 26 年度
建築行政共用データ - スシステム連絡協議会
第 2 回 企画改善部会

1 日 時 平成 26 年 3 月 20 日 (金) 13:30 ~ 16:30

2 場 所 建築行政情報センター会議室

3 議 事

- (1) 前回議事録の確認
- (2) 当面のスケジュール
- (3) 検討結果報告
- (4) その他

4 配付資料

【資料 1】部会員名簿

【資料 2】平成 26 年度第 1 回企画改善部会議事録

【資料 3】当面のスケジュール

【資料 4】企画改善部会検討結果報告 (案)

【参考】通知・報告配信システム検討経過

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会員名簿

平成27年3月

団体名	担当	氏名	所 属	電話番号	E-mail
1 さいたま市	基準法システムWG	大江禎一郎	建設局建築部建築行政課建築行政係	048-829-1533	kenchiku-gyosei@city.saitama.lg.jp
2 大阪府	"	津田 敏史	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課 指導調整グループ 課長補佐	06-6210-9721	TsudaSa@mbox.pref.osaka.lg.jp
3 神奈川県	"	小川 祥子	県土整備局建築住宅部建築指導課 建築指導グループ	045-210-1111 (内線 6246)	kensi.kenchiku@pref.kanagawa.jp
4 日本ERI (株)	"	内田 広也	確認企画部 部長	03-5775-2403	k_uchida@j-eri.jp
5 ビューローベリタスジャパン (株)	"	堀口 智可	建築認証事業本部業務推進管理部業務推進課 マネージャー	045-664-3831	tomoka.horiguchi@jp.bureauveritas.com

国土交通省	原田 佳道	住宅局建築指導課 企画専門官	03-5253-8513	harada-y2vd@mlit.go.jp
	中道 潤	住宅局建築指導課 係長		nakamichi-j2ub@mlit.go.jp
	齋藤 康介	住宅局建築指導課		saitou-k8320@mlit.go.jp

事務局 (建築行政情報センター)	坂田 英督	システム部長	03-5225-7706	e-sakata@icba.or.jp
	久保 博史	企画課長		kubo@icba.or.jp
	荘野陽太郎	企画課長代理		shouno@icba.or.jp

■ メールリングリスト：基準法システムWG db-ki.junhou@ml.icba.or.jp

第 1 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会 議事録 (案)

日 時 平成 26 年 9 月 17 日 (水) 13:30～16:00

場 所 I C B A 会議室

資 料

【資料 1】部会員名簿

【資料 2】平成 25 年度第 2 回企画改善部会議事録

【資料 3】企画改善部会及びWG開催スケジュール (案)

【資料 4】通知・報告配信システム 運用方法と企画改善部会での検討範囲 (概念図)

【参考】通知・報告配信システム 運用方法と企画改善部会での検討範囲 (概念図) に関する参考資料

【資料 5】平成 26 年度の取り組み (案)

出席者 (敬称略)

大阪府：津田 敏史

神奈川県：小川 祥子

さいたま市：大江禎一郎

日本 ERI(株)：内田 広也

ビューローベリタスジャパン(株)：堀口 智可

国土交通省：齋藤 康介

事務局 坂田、久保

議 事

1. 部会長の選任 (資料 1)

◇部会員の互選により、さいたま市 大江様に決定。

2. 前回議事録の確認 (資料 2)

◇今年度の検討スケジュールについて、前回部会で確認し、連絡協議会総会を経て決定した経過について部会長より説明された。

記載内容について気付きがあれば事務局に連絡することとする。

3. 検討課題とスケジュール (資料 3)

◇今年度の検討課題の報告と、部会及びWG開催スケジュール案を確認した。

部会及びWG開催スケジュールについては原案どおりとする。

4. 具体的な検討事項 (資料 4、5)

◇平成 22 年度以降の通知・報告配信システムに係る検討経過が事務局より説明された。

今年度の取り組み事項は資料 5 に基づき、次のとおりとすることを確認した。

①大阪府による「データ本位型」運用ルールのブラッシュアップ

②さいたま市・ビューローベリタスジャパンによる「データ本位型」実証実験継続

③その他「データ本位型」実証実験の追加

【主な質疑・意見】

さいたま市

- ・現在までの実証実験の進捗により、確認審査報告書以外はデータ送信に対応し、ペーパーレス化となっている。今後なるべく早い段階で確認審査報告書もデータ送信に対応するが、その際は建築計画概要書及び建築工事届の原本はまとめて送付とする予定。
- ・建築計画概要書については、テキストデータ、イメージデータ、その後到着する原本を加えて3通りのものがさいたま市に残ることになる。そのうち、建築主変更等で概要書の記載事項に変更を生じた場合は、イメージデータを印刷したものに朱書き訂正し、それを再度イメージデータ化してシステムに取り込むことになる（概要書閲覧の関係で、朱書き訂正による最新情報をシステムで表示させる必要があるため）。
- ・この場合、結局イメージデータが「正」になるので、紙原本は不要ではないかとの議論がある。
- ・イメージデータの登録容量がオーバーし、登録できないことがある。
→システムの上限は次のとおり（事務局）。
台帳・帳簿登録閲覧システム：各物件 10MB
通知・報告配信システム：各物件 2MB（※11月頃に 5MB に拡張予定）

ビューローベリタス

- ・他の特定行政庁に対するデータ送信については、データ本位型であれば対応可能である。
- ・データ本位型のメリットは、(郵送本位と比較して) 通知・報告期限に余裕ができる点と、書類の紛失を防ぐことができる点であると考えている。

大阪府

- ・府下特定行政庁のデータ送信への参加意向について調査したところ、システムを未導入ところもあり、すべての足並みを揃えるのは難しい状況であるが、いくつかの特定行政庁からは前向きに取り組みたいとの回答があった。現在、これらの特定行政庁にヒアリングを実施中である。特定行政庁が指定確認検査機関に求める事項について、大まかな共通項がまとめれば、次は指定確認検査機関に働きかけたいと考えている。

神奈川県

- ・指定確認検査機関から送付された通知・報告の内容を確認、処理するため、到着したデータはすべて紙に打ち出す必要がある。
→通知・報告の件数の多さと添付ファイル容量の大きさを考慮すると、庁内の電子決裁システムにはなじまないと思われる（ため、紙への打ち出しは省略できないのではないか）（さいたま市）。
- ・通知・報告があったものについて1物件ごとに処理を行うため、データ本位型の場合は確認審査報告書を印刷することが必要（※現在の台帳システムでは印刷できない）。
→到着した書類を一括決裁する場合は、データ抽出による物件のリストにより、決裁文書の表紙として利用可能である（さいたま市）。
- ・建築計画概要書は、申請者の提出した紙のものが正であり、スキャナ画像は正になり得ないということはないか。
→法的にはスキャナ画像を正とすることが可能であり、これはデータ本位型の前提である（事務局）。

- ・データ本位型では、何をもって「受理」とするのか。

→通知・報告配信システムでは、送信データを受信した段階、そのデータを特定行政庁に配信した段階、それが特定行政庁で台帳登録された段階で、各々指定確認検査機関にその状況をフィードバックする仕組みとなっている。このうち、特定行政庁で台帳登録された段階が「受理」に該当する。なお、7日以内の期限に関するものは、特定行政庁に配信した（到着した）段階であり、担当者がその中身を参照したかどうかは無関係であると考えている（事務局）。

5. その他

- ・基準法システムWGは、メンバー全員ではなく、実証実験を単位として個別に現地にて開催する方針。
- ・次回部会開催は平成27年3月20日とする。
但しWGの進捗に応じて、それより前に開催することもあり得る。

以上

企画改善部会
当面のスケジュール

- | | |
|-------|---|
| 3月20日 | 第2回企画改善部会
検討結果報告案のとりまとめ |
| 4月上旬 | 検討結果報告 総会・理事会提出案確定
必要に応じ検討結果報告案を修正
修正が発生した場合は電子メールで部会員に送付します。 |
| 7月24日 | 連絡協議会理事会：検討結果報告書の承認
連絡協議会総会：検討結果報告書説明・配付
理事会・総会の開催案内は別途送付予定 |
| 7～8月 | 平成27年度部会メンバー調整 |
| 9月頃 | 平成27年度第1回企画改善部会 |

(案)

次回総会（平成27年7月）にて報告予定

企画改善部会 検討結果報告

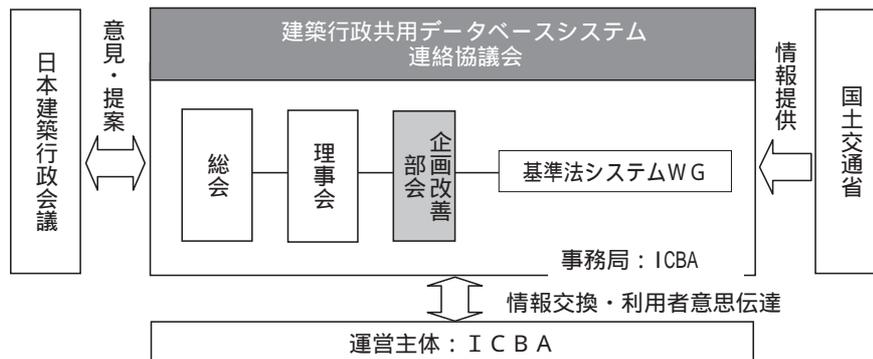
- 1．企画改善部会について
- 2．通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
- 3．平成27年度のスケジュール

建築行政共用データベースシステム連絡協議会
企画改善部会

1. 企画改善部会について

(1) 設置趣旨

システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的として、実際の利用者が主体となって情報交換及び意見収集を行い、運営主体であるICBAに利用者の意思を伝達する。
 なお、部会のもとに「基準法システムWG」を設置し、情報交換及び意見収集等による課題検討を機動的に実施する。



(2) 企画改善部会及びWGの役割

	企画改善部会 <WGの意見集約・各取組の方針整理>	基準法システムWG <要望事項及び各種取組に向けた意見交換>
システム改善	各要望に対する優先度の考え方、 今後の取組に向けた方針整理 ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・建築士・事務所登録閲覧システム	台帳・帳簿登録閲覧システム ・要望事項に対する意見交換及び追加要望 ・優先度の考え方に対する意見等
システム運用	通知・報告配信S促進に向けた意見集約 ・取り組むべき項目の整理 標準様式、電子報告等 ・利用者のニーズ・シーズの収集、 集約 等	通知・報告配信Sの促進に向けた検討 ・効率的な取組に向けた意見交換 様式標準化の対象項目一覧 ・標準化に向けた意見交換・検討 等

平成26年度は、上記のうち太字部分を実施した。

(3) 企画改善部会の構成

大阪府（部会長） 神奈川県、さいたま市
 日本ERI株式会社、ビューローベリタスジャパン株式会社
 国土交通省もオブザーバとして参加。

(4) 開催経過

企画改善部会 (計2回): H26.09.17、H27.03.20
 基準法システムWG (計9回): H27.01.13 (神奈川県) H27.01.14 (さいたま市)
 H27.02.05 (大阪府 2箇所で開催)
 H27.02.20 (大阪府 2箇所で開催)
 H27.03.10 (大阪府 2箇所で開催)
 H27.03.13 (大阪府)

2. 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約

(1) 趣旨

平成22年4月より本稼働を開始した通知・報告配信システム（以下「配信システム」という）は、指定確認検査機関による確認審査報告書、検査引受通知書及び検査結果報告書の電子データ（専用フォーマット）を特定行政庁で受信することにより、通知・報告のペーパーレス化を目指すシステムであり、その運用を望む声があるにもかかわらず、実務への供用が進まない状況にある。

そこで、特定行政庁、指定確認検査機関各々、前年度に引き続き一部機関による試行運用（実証実験）を実施し、配信システム運用における問題点、留意事項等を明らかにする。

(2) 検討結果

大阪府による「データ本位型」運用ルールのブラッシュアップ

趣 旨：平成25年度の実験で実証された「データ本位型」運用ルールについて、府内各特定行政庁に適用できるかを調査するとともに、運用ルールをブラッシュアップした。

結 果：府内特定行政庁に適用できるかの調査は未了であり、指定確認検査機関側の調査も含め、平成27年度も引き続き調査を継続することとする。

なお、平成26年度のアンケート等によって、府下特定行政庁が一斉に受信を開始することはシステム環境整備の状況等から困難であり、「データ本位型」運用ルールの適否について、特定行政庁個別に丁寧な説明と調整が必要であると判断。運用ルールのブラッシュアップ結果は、別紙に反映した。

さいたま市・ビューローベリタスジャパンによる「データ本位型」実証実験継続

趣 旨：引受通知及び検査報告に加え、確認審査報告書についても「データ本位型」で運用可能かを実証する。

結 果：確認審査報告書も特に問題は生じなかったことから平成27年1月末をもって実証実験を終了し、翌2月よりそのまま本運用に移行した。

なお、送信側・受信側双方の留意事項は別紙に反映した。

その他「データ本位型」実証実験の追加

趣 旨：上記のほか、「データ本位型」実証実験を並行して実施することにより、運用ルールのブラッシュアップを図る。

結 果：神奈川県における実証実験準備を通してまとめた質疑回答を、別紙に反映した。

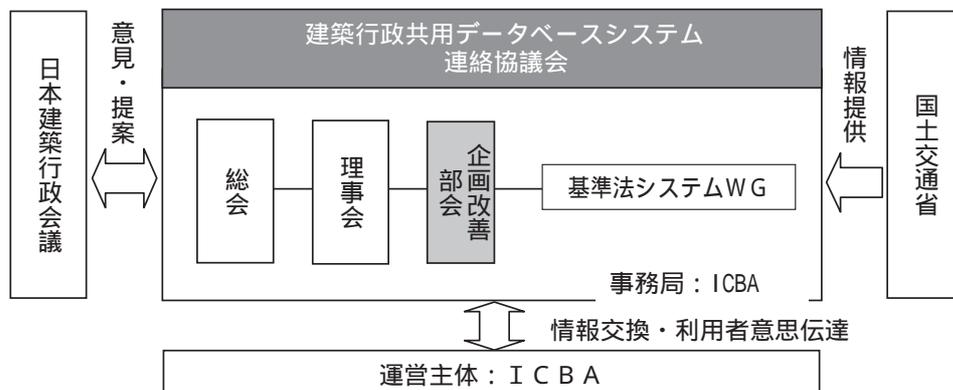
別紙 通知・報告配信システム（データ本位型）運用の手引き

3 . 平成 2 7 年度 の スケジュール

(1) 検討体制

「通知・報告配信システム促進に向けた意見集約」の実証実験等を継続する。

企画改善部会 2 回、基準法システムWG 3 回程度。



(2) 企画改善部会の構成

基準法システムWGのメンバーにより部会を構成する。なお、WGは検討課題と関連の深いメンバーにより開催する。

(3) 検討課題

- ・ 通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
- ・ その他

通知・報告配信システム（データ本位型）
運用の手引き

建築行政共用データベースシステム連絡協議会
企画改善部会

はじめに

本資料は、今後、通知・報告配信システムの運用によってペーパーレス化を進めようとする特定行政庁及び指定確認検査機関においてご参照いただくため、その運用方法の詳細や留意事項等を、企画改善部会における実証実験を基にまとめたものです。

実証実験では、本資料に記載した運用方法により、特定行政庁及び指定確認検査機関双方でメリットを得られることを確認しております。

なお、法令上の通知・報告を、送信データを正として扱う方法を「データ本位型」と呼びます。

本資料は、企画改善部会における今後の実証実験等により改訂を加える可能性があります。

目次

1．概要	3
（1）適用条件と適用効果	3
2．運用ルール	5
（1）送信対象文書と送信形式	5
（2）留意事項	6
3．特定行政庁で指定すべき事項	7
（1）指定すべき事項と根拠法令	7
（2）指定方法	7
（3）その他	7
4．特定行政庁における業務体制構築のための参考事例	8
（1）決裁前（データ到着時）	8
（2）決裁後	8
（3）紙原本受領後の処理	8
（4）システム上の制約等	8
補足資料1：関係法令	10
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（抄）	10
○主務省令：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（抄）	11
○告示：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（抄）	12
○共用データベース利用契約（抄）	13
補足資料2：特定行政庁の準備に関するQ A（P：神奈川県掲載許諾待ち）	14

1. 概要

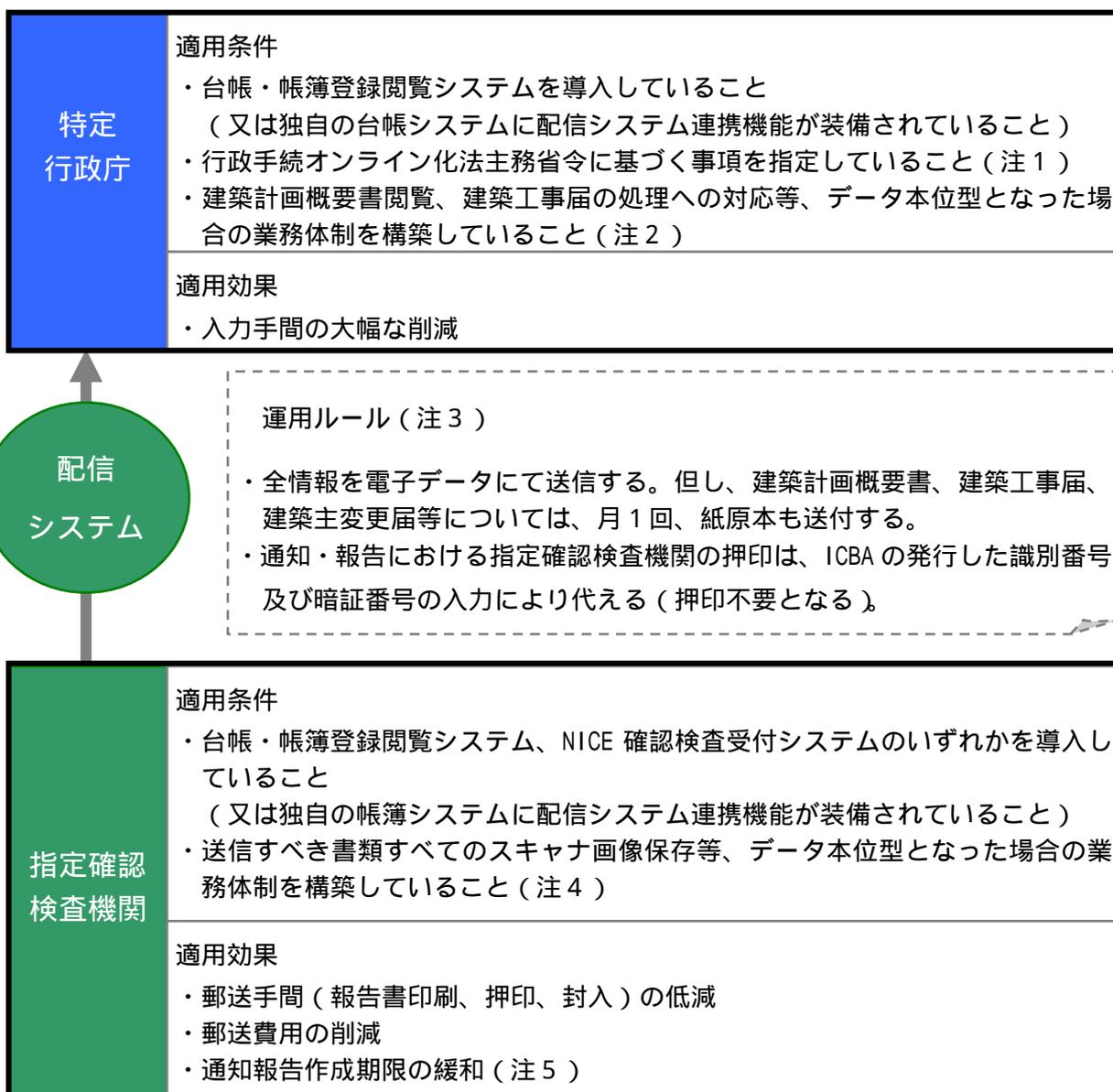
通知・報告配信システムをデータ本位型（法令上の通知・報告をデータを正として扱う方法）で運用することにより、特定行政庁における入力手間はもとより、指定確認検査機関においても作業手間や郵送費用が削減できます。

但し、削減効果（メリット）を得るためには、送信・受信に係るシステム環境の整備のほか、これまで紙ベースで対応してきた業務をデータに置き換えるための業務体制にも留意する必要があります。

そこでまず、データ本位型でメリットを得るための、特定行政庁及び指定確認検査機関各々の適用条件や運用ルールの概要を示します。

（1）適用条件と適用効果

特定行政庁及び指定確認検査機関各々における適用条件、適用効果は下記のとおりです。これから通知・報告配信システムの運用準備をしようとする場合は、適用条件が「先行投資」に当たり、「適用効果」が投資による利益ということになります。



- 注 1 特定行政庁は、法令によりデータ送信の方法を指定することとされています。具体的な指定内容や指定方法については、「3．特定行政庁で指定すべき事項」をご参照ください。
- 注 2 データ本位型となった場合の業務体制は、都道府県や市町、所管課の規模によって異なります。「4．特定行政庁における業務体制構築のための参考事例」をご参照ください。
- 注 3 送信方法の詳細は「2．運用ルール」をご参照ください。
データ本位型とできる法的根拠は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（行政手続オンライン化法）第3条、押印を省略できる法的根拠は同条第4項及び国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（主務省令）第7条、共用データベース利用契約第2条及び第3条です。（巻末 資料編 参照）
- 注 4 指定機関の業務体制については、「4．特定行政庁における業務体制構築のための参考事例」の末尾に参考情報を記載しています。
- 注 5 紙ベースによる通知・報告は、申請引受又は確認日から7日以内に特定行政庁に到達させるため、郵送日数を差し引いて送付する必要がありますが、データ本位型では瞬時に到達するため、実質的に郵送日数分の期限緩和と同じことになります。

2. 運用ルール

具体的な送信方法についてご説明します。

(1) 送信対象文書と送信形式

送付すべき文書について、どのような形式でデータを送るかを表にまとめました。

基本的には指定確認検査機関が備え付け保存する帳簿の記載事項を文字データとし、それ以外についてはスキャナによる画像データで送信すればよいこととしています。

但し、建築計画概要書第一・二面については、文字化け等への対応を考慮し、文字データと画像データの両方を送信します。

原本送付欄に記載のある文書は、法定上の手続はデータ送信で完了しているものの、特定行政庁が原本を保存しておくべきとの観点等から、月1回程度の頻度で一括送付すべきとされたものです。

< データ送信欄の凡例 >

XML：文字情報として入力したデータを、ICBAの定めるXMLフォーマットに変換したもの。

PDF：スキャナで作成した画像データ。特定行政庁側で表示が可能なフォーマットであれば、PDFのほか、TIFF、JPEG等でもよい。

確認審査報告（建築物）

文書名	記載事項	データ送信	原本送付
表紙（16号様式）	確認済証番号・年月日等	XML	
建築計画概要書 第一・二面	建築主等の概要、建築物及びその敷地に関する事項	XML	
建築計画概要書 第一・二・三面	上記事項、付近見取図・配置図	PDF	月1回
確認申請書 第四・五面	建築物別概要、建築物の階別概要	XML 又はPDF	
チェックリスト、構造計算適判結果通知		PDF	
建築工事届		PDF	月1回
建築主変更届等 （建築計画概要書記載事項の変更に係るもの）		PDF	月1回
浄化槽設置届等			月1回

計画変更については上記に準じます。

中間検査引受通知（建築物）

文書名	記載事項	データ送信	原本送付
表紙（30号様式）	確認済証番号・年月日等	XML	

完了検査引受通知については上記に準じます。

中間検査報告（建築物）

文書名	記載事項	データ送信	原本送付
表紙（32号様式）	確認済証番号・合格証番号、年月日等	XML	
検査申請書 第二・三面	建築主等の概要、申請する工 事の概要	XML	
検査申請書第四面	工事監理の状況	PDF	
チェックリスト		PDF	

完了検査報告については上記に準じます。

（2）留意事項

- ・指定確認検査機関によるデータ送信は、法定期限内に行うものとします。
- ・特定行政庁は、データが到達し受領した日に通知・報告の書類を収受したものととして処理します。（収受と提出の相違について要確認）
- ・指定確認検査機関は、法定の確認審査報告書等（押印した報告書と添付書類）は、ICBAより発行された識別番号及び暗証番号（共用データベースへのログイン時のID及びパスワード）の入力により押印に代えるものとします。
- ・特定行政庁への事前相談が義務付けられていて、各物件に当該特定行政庁による固有の管理番号を付した上での報告が必要な場合は、指定確認検査機関においては、建築計画概要書の余白欄に当該番号を記入した上で、スキャナで画像データ化することとします。
- ・画像データの解像度は、300dps又は400dpsとします。

3. 特定行政庁で指定すべき事項

データ本位型で運用する場合、すなわち法令上の通知・報告をデータを正として扱う場合、根拠法である行政手続オンライン化法では、行政機関等たる特定行政庁にその具体的方法が委任されています。このため、特定行政庁においては、行政手続オンライン化法に基づき、具体的方法を指定する手続が必要となります。

この手続は、「テスト運用」としてデータ本位型とする場合においても、紙原本の郵送を行わないこととする限りは、当該テスト運用前に済ませておく必要がありますのでご注意ください。

（1）指定すべき事項と根拠法令

通知・報告は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条及び主務省令第三条によると、「行政機関等が指定する様式に記録すべき事項」を「電子計算機」に入力することにより、書面により行われたものとみなされます。

また、主務省令第七条によると、「署名等に代え」る措置として「行政機関等が指定するところにより」、「識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力」することとされています。

以上の各条項において「行政機関等（特定行政庁）が指定する」こととされるのは次の2点です。

様式に記録すべき事項 等（主務省令第三条第一号～第三号）
識別番号及び暗証番号の入力に係る事項（主務省令第七条第一号）

（2）指定方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び主務省令においては、指定方法についての規定もありませんので、各特定行政庁でその指定方法を判断することになります。

具体的には、送信元の指定確認検査機関に出す依頼文書に、前掲「1. 運用ルール」を記載する等が考えられます。

（3）その他

以上のほか、特定行政庁で定める規則等で別途手続が必要となる場合があります。

具体的には、「市の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の規定により、手続き等を特定行政庁の施行細則に定めた例（注）があります。

注：さいたま市建築基準法施行細則（第27条）

4．特定行政庁における業務体制構築のための参考事例

データ本位型となった場合の業務体制は、都道府県や市町、所管課の規模によっても異なります。また、台帳・帳簿登録閲覧システムにスキャナによる画像データを登録しているか等、どこまでデータ化するかによっても異なります。

以下、台帳・帳簿登録閲覧システムにスキャナによる画像データまで登録し、建築計画概要書の閲覧は紙で対応、軽微な変更が発生した場合は紙・文字データ・画像データのすべてに変更を反映させている市を事例に、どのような方法でデータ本位型に対応しているかを説明します。

（1）決裁前（データ到着時）

- ・到着したデータについては、台帳システムへの登録前に課内決裁している。このため、台帳システム操作担当者は、報告書、建築計画概要書その他添付書類すべてを印刷し、建築工事届以外を決裁に回す。
- ・印刷した建築工事届は、着工統計処理の担当者に渡す。着工統計担当者が県からの委託に基づいてOCR用紙への転記作業を行うのは従前どおり。

（2）決裁後

概要書閲覧への対応

- ・概要書閲覧担当者は、決裁文書から建築計画概要書を抜き取り、閲覧用ファイルに綴じ込む。

軽微変更や不備訂正への対応

- ・建築主変更等の軽微変更や記載事項不備による訂正箇所が発生した場合、まずは紙の建築計画概要書を朱書き訂正を行う。次に、当該朱書き訂正版のスキャナ画像（PDF）を作成し、台帳システムに取り込む（訂正前のPDFと差し替える）。最後に、台帳システムの文字入力箇所に当該訂正内容を反映させる。
このようにして、建築計画概要書のPDFと入力データは常に最新の状態を保っている。
- ・なお、台帳システムの文字入力箇所への反映方法は、「上書き」と「履歴を残して登録」の2とおりがあるが、どちらを使うかは現場判断としている。

（3）紙原本受領後の処理

- ・さきに閲覧用ファイルに綴じ込んだ（送信データから印刷した）建築計画概要書は、月に1回送られてくる紙原本と差し替えた上で廃棄する。
- ・差し替えの際、さきに綴じ込んだ概要書に朱書き訂正が発生している場合は、紙原本に同じ内容を再度朱書きした上で差し替える。
- ・差し替えと同時に、紙原本のスキャナ画像（PDF）を作成し、台帳システムに取り込む（さきに登録したPDFと差し替える）。
- ・建築計画概要書以外の図書・書類を一定期間保存後に廃棄するのは従前どおり。

（4）システム上の制約等

- ・台帳システムでは、報告書、建築計画概要書その他添付書類すべてを「一括して印刷」することができないため、1物件ずつ、報告書印刷、概要書印刷という単位で分けて印刷する必要がある（一括印刷の装備が望まれる）。
- ・受信データについて、建築計画概要書や建築工事届が漏れなく届いているかは、実際に印刷したり、1件ずつプレビューしたりしないとわからない（「添付ファイル一覧」のような画面の装備が望まれる）。

- ・受信データから複数物件を一度に印刷すると、印刷した建築計画概要書には受付番号や確認番号の印字がないため、どれがどれだかわからなくなる（印字機能の装備が望まれる）。
- ・建築計画概要書以外の図書・書類を一定期間保存後に廃棄することについて、これがデータとなった場合は1物件ずつ検索して削除するのは手間がかかる（保存期間が終了した際に一括削除できる機能が望まれる）。
- ・通知・報告配信システムの添付ファイル容量が1物件当たり5MBに制限されている。もしそれを超える物件が発生した場合は、複数に分けて送信する必要がある。

指定確認検査機関における業務体制構築の留意事項

指定確認検査機関側については、参考事例としてまとめるだけの情報を収集できておりませんが、これまでの実証実験において指摘された主な事項は次のとおりです。

- ・PDFの解像度は300dpiとしている。
- ・報告書の郵送を管理するための台帳に加え、配信用台帳が必要。
- ・一括郵送のための仕訳用ケースの設置が必要。
- ・配信・郵送の管理及び締日の確認に（不慣れなため）時間を要する。
- ・郵送するとき、配信と現物の照合確認が必要となる。

補足資料 1：関係法令

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

【説明】

第三条下線部分を指定確認検査機関からの通知・報告に適用した場合、次のように読みかえることができます。

第三条 特定行政庁は、通知・報告のうち建築基準法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、建築基準法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、オンラインシステムを使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた通知・報告については、書面等により行うものとして規定した通知・報告に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該通知・報告に関する法令の規定を適用する。

すなわち、主務省令で定める方法で送信させた通知・報告に関しては、書面等の送付として取り扱うこととなります。

なお、第三条における各用語の定義は次のとおりです。

- ・行政機関等 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）（法第二条第二号八）
- ・申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知をいう。（法第二条第六号）
- ・書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。（法二条第三号）
- ・電子情報処理組織 第三条本文に定義のあるとおり、いわゆるオンラインシステムです。

○主務省令：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合する電子計算機（以下この条において単に「電子計算機」という。）から次に掲げる事項を入力して、申請等を行わなければならない。ただし、国土交通大臣が告示で定めるところにより、申請等を行う者が、第二号及び第三号に掲げる事項を入力することに代えて法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出することを妨げない。

- 一 行政機関等が指定する様式に記録すべき事項
- 二 当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等に記載すべき又は記載されている事項（前号に掲げる事項は、その記載を省略することができる。）
- 三 当該申請等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべきこととされている電磁的記録に記録すべき又は記録されている事項（第一号に掲げる事項は、その記録を省略することができる。）

2、3（略）

4 行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第七条 行政機関等は、次の各号に掲げる手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合において、当該手続等に関する他の法令の規定により署名等をするものについては、当該法令の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる措置をもって当該署名等に代えさせ、又は代えることができる。

- 一 申請等 行政機関等が指定するところにより、第三条第一項の規定により入力された事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって同条第三項各号のいずれかに該当するものとともに送信すること又は同条第四項における識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力すること。

【説明】

第三条及び第七条下線部分は、前ページ同様に次のように読みかえることができます。

第三条 オンラインシステムを使用して通知・報告を行う者は、告示に従い、コンピュータから次に掲げる事項を入力して、通知・報告を行わなければならない。

- 一 特定行政庁が指定する様式に記録すべき事項

第二号は、様式以外の添付書類を指し、第三号は電子メディアでの提出物を指します。

第七条 特定行政庁は、次の各号に掲げる手続等をオンラインシステムを使用して行わせる場合において、建築基準法令により署名等をするものについては、建築基準法令の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に掲げる措置をもって当該署名等に代えさせることができる。

- 一 通知・報告 特定行政庁が指定するところにより、第三条第四項におけるユーザーID及びパスワードをコンピュータから入力すること。

○告示：国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（抄）

第1条 申請等を行う者が国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号。以下「規則」という。）第3条第1項に基づき同項第二号に掲げる事項を光学式読取装置を用いてファイルに記録するときは、行政機関等は、その情報に記録した日時及び記録した事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録させることができる。

2 規則第3条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 行政機関等が交付するソフトウェア又は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能又はその他行政機関等が指定した様式に入力できる機能を有すること。

二 行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有すること。

【説明】

告示第1条では、第1項にオンラインシステムを使用して通知・報告を行う方法が、第2項に指定確認検査機関の使用するコンピュータの技術的基準が示されています。

第1項下線部（通知・報告を行う方法）は、次のように読み替えることができます。

第1条 指定確認検査機関が、様式以外の添付書類（建築計画概要書等）をイメージスキャナ等を用いてファイルに記録するときは、特定行政庁は、当該添付書類の記載事項と相違ない旨の記録を求めることができる。

すなわち、特定行政庁は、建築計画概要書等のイメージデータを受信する際、原本と相違ない旨の記録の送信を求めることができるとされています。

共用データベースでは、これに対応した機能は特に用意していませんので、特定行政庁は必要に応じ、原本と相違ない旨を記した書面を添付ファイルとして送信するよう求めることが考えられます。

第2項下線部（コンピュータの技術的基準）について、第一号では、「行政機関等の使用に係る電子計算機」が共用データベースの総合管理センターにおけるサーバ機に該当します。ここから「入手したソフトウェア」は、通知・報告配信システムが該当します。

「行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式」は、通知・報告配信システムの提供するフォーマットまたはインターフェースが該当します。

以上を踏まえ、共用データベースの利用を前提として第2項下線部（指定確認検査機関の使用するコンピュータの技術的基準）を読み替えると次のようになります。

一 通知・報告配信システムを用いて、同システムの提供するフォーマットまたはインターフェースに入力できる機能を有すること。

二 共用データベースの総合管理センターにおけるサーバ機と通信できること。

（説明文責 ICBA）

○共用データベース利用契約（抄）

第2条

6 乙（注：ICBA）がユーザーID及びパスワードを指定確認検査機関にあてて発行したときは、特定行政庁は、それらを行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（省令を含む。以下「行政手続オンライン化法」という。）に基づき、乙が特定行政庁の委任を受けて発行した識別番号及び暗証番号として取り扱う。

（署名を省略する措置）

第3条 指定確認検査機関が特定行政庁に送付する文書であって、建築基準法（省令を含む）により署名を要求されている文書については、次の方法により、データベースシステムを介して送付することができる。

指定確認検査機関は、データベースシステムを利用する際、第2条第6項記載のユーザーID及びパスワードを入力し、文書を送付する。

特定行政庁は、によるユーザーID及びパスワードの入力を、行政手続オンライン化法に基づく署名に代わる措置として取り扱う。

【説明】

共用データベースを利用する特定行政庁及び指定確認検査機関は、原則として上記条項を記載した共用データベース利用契約をICBAと締結しています。

この条項は、指定確認検査機関による通知・報告配信システムの利用において入力する識別番号及び暗証番号について、その発行行為の委任をICBAが受けたものとして対応し、個々の特定行政庁から指定確認検査機関への発行行為を不要とするものです。

これは、主務省令第七条による、識別番号及び暗証番号の入力方法の指定を補強する位置づけとなっています。

（説明文責 ICBA）

企画改善部会における

通知・報告配信システム 検討経過

H22.11.22 共用データベース総会 企画改善部会設置

H22.12.21 企画改善部会 試行運用方法について検討

H23.03.08 企画改善部会 試行運用方法について検討

H23.04.28 共用データベース総会 試行運用方法の検討状況報告

- ・試行運用では紙と電子データ並行送付とし、データ送信必須の範囲、業務迅速化の度合い、業務への支障有無、システムの機能チェック等を行う。

H23.07.05 企画改善部会・基準法システムWG 試行運用方法について検討

- ・試行運用におけるデータ送信は、確認審査報告書のみ（建築計画概要書記載事項は除く）の送付から開始し、これが特定行政庁での概要書検索にメリットをもたらすかのチェックも行う。
- ・送信機関は、日本E R I及びビューローベリタスジャパンとし、送信先行政庁はI C B Aが調整する。
- ・共用データベースの専用フォーマットによらず、E X C E Lを利用したデータ送受の提案あり。

H23.10.27 企画改善部会 試行運用の協力機関と概要確認

- ・「通知・報告配信システム運用ガイドライン及び運用団体一覧」サイトイメージ作成

H23.11.01 試行運用開始（確認審査報告書のみ送信）

- ・日本E R I→新潟市
- ・ビューローベリタス→さいたま市（※建築計画概要書も同時送信）

H23.11.11 共用データベース総会 試行運用の協力機関と概要報告

H24.02.15 試行運用進捗

- ・データ送受信は特に問題なく実行できることを確認。
- ・さいたま市：概要書に加え、申請書4・5面データを送ることにより紙送付省略

H24.03.31 試行運用終了

- ・新潟市：建築計画概要書データがないとデータ受信のメリットがないため、試行運用を終了。

H24.04.27 共用データベース総会 試行運用進捗報告

H24.09.27 企画改善部会 実証実験の方針決定

- ・紙送付併用の場合、紙省略した場合各々でメリットがないかを検証するため、郵送（紙）本位型、データ本位型による実証実験の実施を決定。
- ・E X C E L を利用したデータ送受における課題を抽出するため、E X C E L 利用型による実証実験の実施を決定。

H24.12.18 実証実験開始（確認審査報告書及び建築計画概要書の送信）

- ・郵送本位型：大阪府下指定機関2機関→大阪府
- ※ビューローベリタス→さいたま市 は、23年度からの継続

H25.02.20 実証実験開始（EXCEL 利用型）

- ・EXCEL 利用型：茨城県（既存 EXCEL データの取込み）

H25.03.21 企画改善部会 実証実験の経過に対する意見交換

- ・郵送本位型で、紙文書の一括投函による郵送料等削減を期待したものの、法令や業務実態に照らし、最低週2回の投函が必要であり、指定確認検査機関にメリットが出ないことが判明（但し、同一送付先に毎回大量送付している場合のメリットまで否定はしない）。
- ・データ本位型は実験継続中。但し、データ本位型とするためには、特定行政庁における告示等の手続が必要となる場合あり。

H25.04.26 共用データベース総会 実証実験の経過報告

H25.08.01 実証実験終了（郵送本位型）

- ・郵送本位型：大阪府下指定機関2機関→大阪府 終了
- ※ビューローベリタス→さいたま市は継続

H25.09.20 企画改善部会 実証実験の方針決定

- ・データ本位型においても、紙送付は必要との認識が示される。
- ・さいたま市の実証実験をもとに、「通知・報告のオンライン化に関する留意事項」をとりまとめ。

H25.10.31 実証実験終了（EXCEL 利用型）

- ・茨城県における実証実験を終了。留意点等とりまとめ。

H25.11.01 実証実験ステップアップ

- ・ビューローベリタス→さいたま市 にて、中間・完了検査引受通知の紙省略を開始

H26.02.25 基準法システムWG 実証実験方法検討（データ本位型）

- ・アール・イー・ジャパン→大阪府

H26.03.01 実証実験追加開始（データ本位型）

- ・アール・イー・ジャパン→大阪府 （H26.03 末で終了）

H26.03.20 企画改善部会 実証実験の経過に対する意見交換

- ・データ本位型において、PDF を書類別に作成するとファイルの命名手間が大きいことから、1物件1PDF に対応したい旨要望あり。
- ・EXCEL 利用型の留意点を確認。

H26.05.01 実証実験ステップアップ

- ・ビューローベリタス→さいたま市 にて、中間・完了検査報告の紙省略を開始

H26.07.18 共用データベース総会 実証実験の経過報告

H26.09.17 企画改善部会 実証実験の方針決定

- ・大阪府による「データ本位型」運用ルールのブラッシュアップ
- ・さいたま市・ビューローベリタスジャパンによる「データ本位型」実証実験継続
- ・その他「データ本位型」実証実験の追加

H26.10.01 実証実験ステップアップ

- ・ビューローベリタス→さいたま市にて、確認審査報告の紙省略を開始
これにより、通知・報告すべてがデータ本位型に。

H27.01.13 基準法システムWG 実証実験方法検討（データ本位型）

- ・神奈川県内指定確認検査機関→神奈川県

H27.01.14 基準法システムWG 実証実験経過確認（データ本位型）

- ・ビューローベリタス→さいたま市

H27.01.31 実証実験終了（データ本位型）

- ・ビューローベリタス→さいたま市 2月よりそのまま本運用に移行

H27.02.05～ 基準法システムWG 府内特庁・指定機関による活用のための課題調整

- ・大阪府内での運用準備